

第3回

中国模倣被害実態アンケート調査結果

2005年3月31日

JETRO 北京センター / 中国日本商会

経済産業省特許庁

1. 調査の目的

本調査は、拡大する中国の模倣品(ニセモノ)問題の実態について、現地進出日系企業の被害状況を明らかにし、日本政府及び関連団体等における今後の模倣対策の取組みを強化・検討する際の基礎データとすべく実施したものである(2001年11月の第1回調査、2002年12月の第2回調査に続き今回は3回目)。

調査は、2005年3月に全中国の各都市に組織されている日本商会、日本人クラブ等に加入している現地日系製造業を中心に1,890社に対して実施した。(回答企業数は167社)

なお、本調査は経済産業省・特許庁の委託を受けて、JETRO 北京センターと中国日本商会が共同で行ったものである。

2. 回答結果

(1) 基本項目

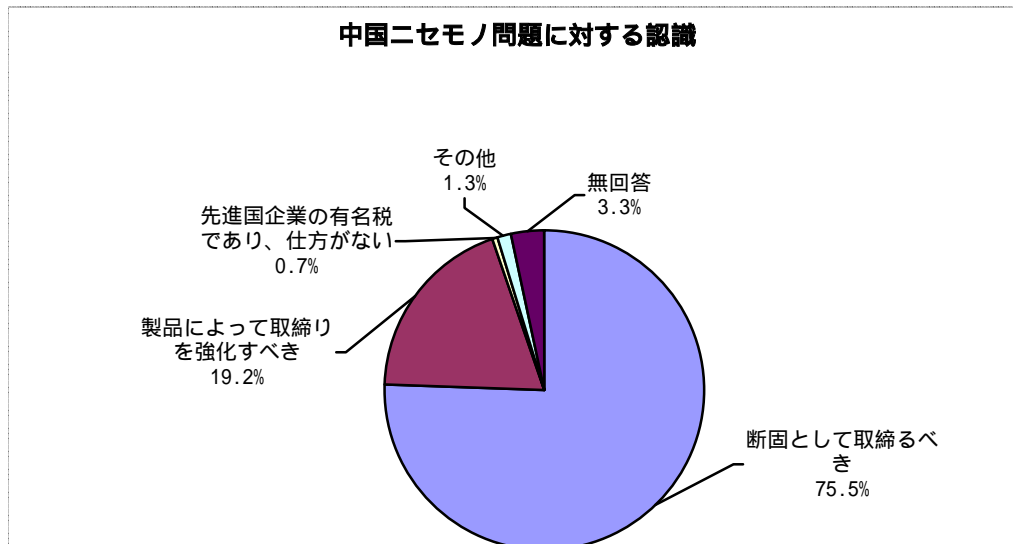
基本項目

回答企業数	167社（有効回答151社、有効回答率8.0%）			
所在地別内訳	北京市	45	四川省	6
	上海市	20	福建省	4
	重慶市	1	広東省	28
	天津市	4	香港	13
	遼寧市	10	その他	11
	山東省	9	無回答	6
	江蘇省	10		
	業種別内訳	機械製造業		
電子・電気製造業				52
繊維・雑貨製造業				9
食品・化学・医薬製造業				20
陶磁器製造業				2
その他製造業				34
卸売業				11
小売業				3
その他サービス業				10
無回答			9	
本社資本金別内訳	5千万円未満			11
	5千万円以上1億円未満			9
	1億円以上3億円未満			21
	3億円以上			112
	無回答			14
従業員数別内訳	50名未満			29
	50名以上100名未満			8
	100名以上300名未満			32
	300名以上			86
	無回答			12
進出形態別内訳	中国企業（台湾・香港除く）との合弁企業			43
	他国企業との合弁企業			7
	日本企業のみ現地法人			82
	駐在員事務所			17
	その他			7
	無回答			11

2) 各設問に対する回答(全38問)

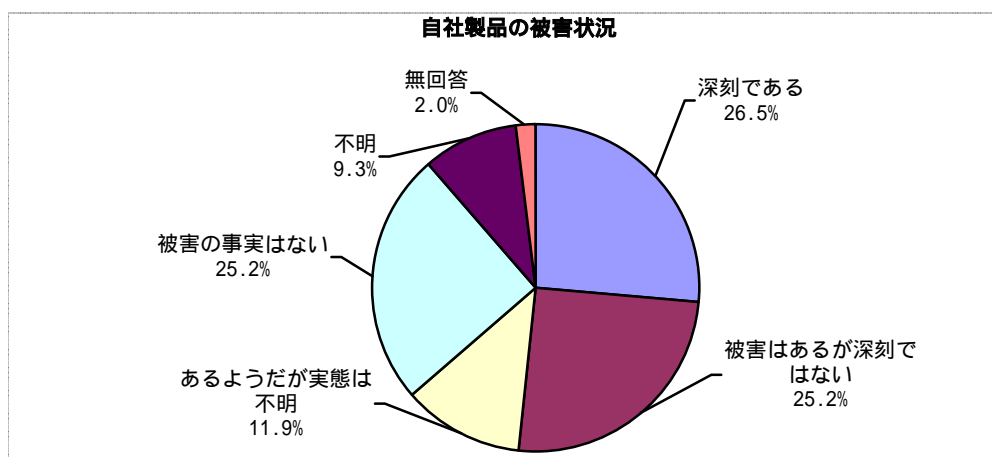
問1. 中国のニセモノ問題についての認識

「断固として取締るべき」(75.5%、前回調査比5.4ポイント増)、「製品によっては取締りを強化すべき」(19.2%、同6.6ポイント減)、を合わせると94.7%(同1.2ポイント減)にものぼり、依然日系企業全体に「ニセモノを放置してはならない」とする強い認識があると言える。



問2. 自社製品のニセモノ被害状況

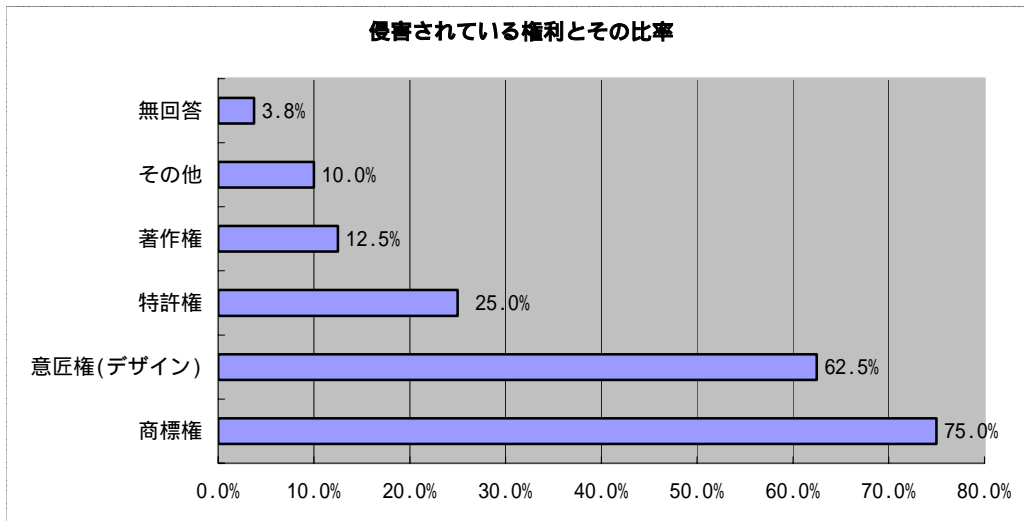
「被害は深刻である」とする企業は26.5%(前回比13.1ポイント増)、「被害はあるが深刻ではない」とする企業は25.2%(同3.0ポイント)であり、ニセモノの事実を把握しているのは51.7%(同16.1ポイント)を占める。また「あるようだが実態は不明」とする企業11.9%(同6.8ポイント)を合わせると、63.6%(同9.3ポイント増)の企業が、何らかのニセモノ被害にあっている。



(注) 以下問3～38は、問2で「被害あり」とする企業(80社)が回答。

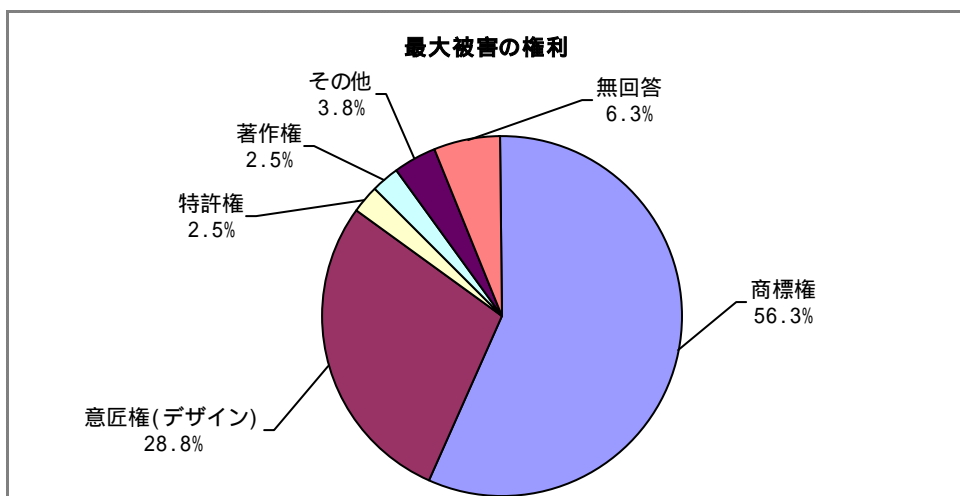
問3 . 侵害されている知的財産権の種類

侵害されている権利は、商標権 75.0% (前回比 3.2 ポイント増)、意匠権 62.5% (同 6.0 ポイント減) に集中している。模倣品が依然としてデザインや商標を盗用し本物に似せたいわゆるデッドコピー品であることを示している。また、技術の中核をなす特許権侵害は 25.0% と前回に比べ 10.2 ポイント増加した。



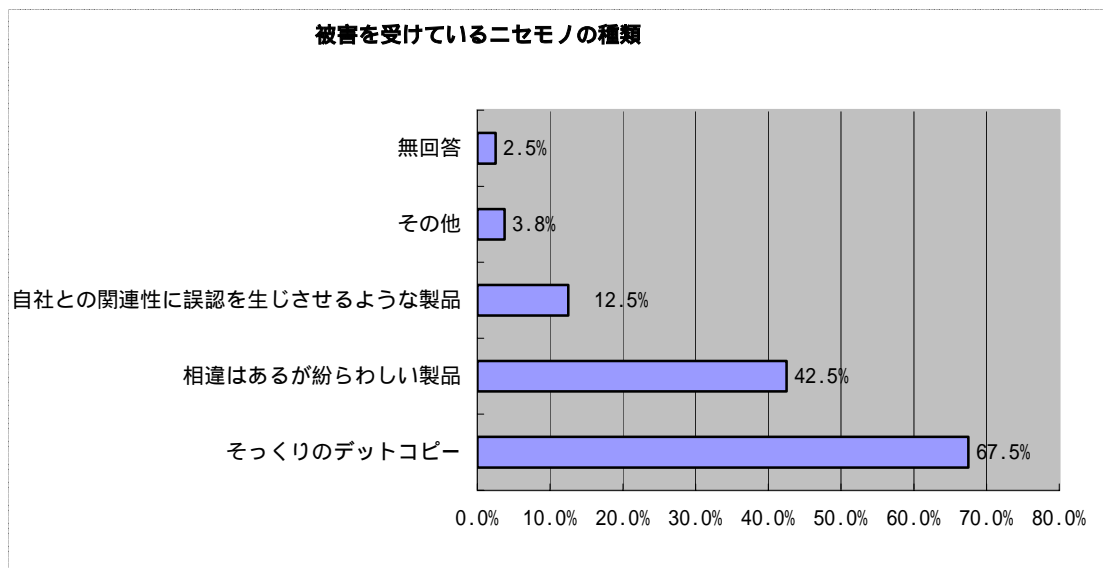
問4 . ニセモノ被害の最も大きな知的財産権

一方、被害の大きさで言うと、商標権の被害が 56.3% (前回比 3.3 ポイント増) と最大で、以下、意匠権 28.8% (同 7.4 ポイント減)、特許権 2.5% (同 1.5 ポイント減)、著作権 2.5% (同 1.8 ポイント増) という割合になっている。ニセモノ被害の面からも商標権侵害が一番の問題となっている。



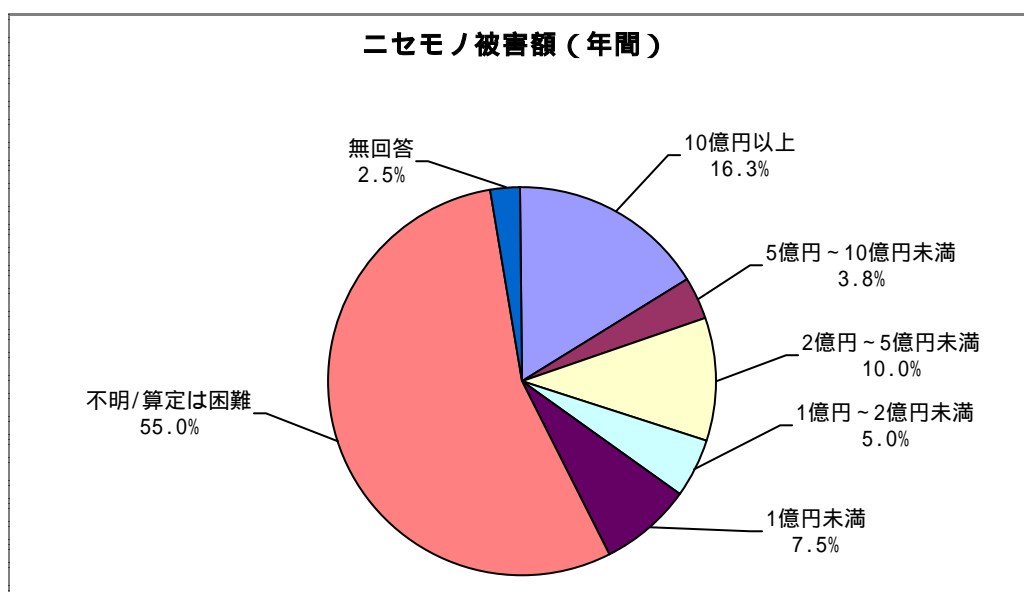
問5．被害を受けているニセモノの種類（今回調査より新設）

「そっくりのデットコピー」が67.5%と最大で、未だデットコピーの被害が絶えないことを示す結果といえる。また「相違はあるが紛らわしい製品」は42.5%、「自社との関連性に誤認を生じさせるような製品」は12.5%を占めた。



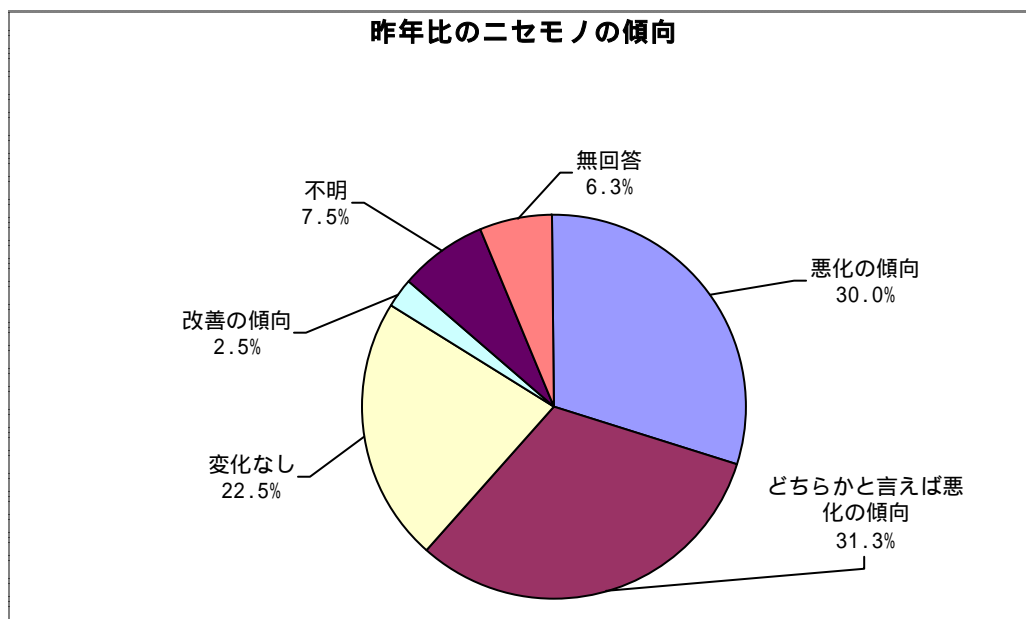
問6．ニセモノによる年間被害額

ニセモノによる真正品の売上損失が10億円以上とする企業は16.3%（前回比7.6ポイント増）、1億円以上とする企業は全体の35.1%（同5.6ポイント増）。一方、被害額の算定は不明/困難とする企業は55.0%（同1.4ポイント減）と、依然半数を超えており、ニセモノ被害の把握の難しさを示している。



問7．昨年と比較したニセモノ被害の状況

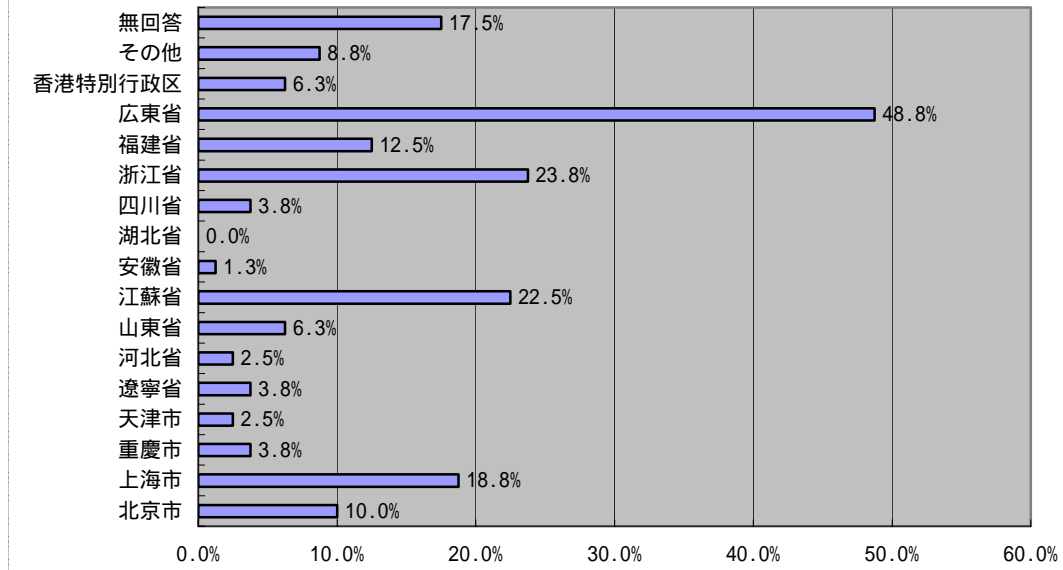
「悪化の傾向」（30.0%、前回比 12.6 ポイント増）、「どちらかといえば悪化の傾向」（31.3%、同 5.6 ポイント減）を合わせると、6 割以上の企業がニセモノ被害は悪化傾向にあるとしている。一方、「改善の傾向」と見ている企業は 2.5%と前回比 10.9 ポイントの減少となり、中国政府によるニセモノ取締強化策の効果が未だはっきりと現れていないことを示す結果と言える。



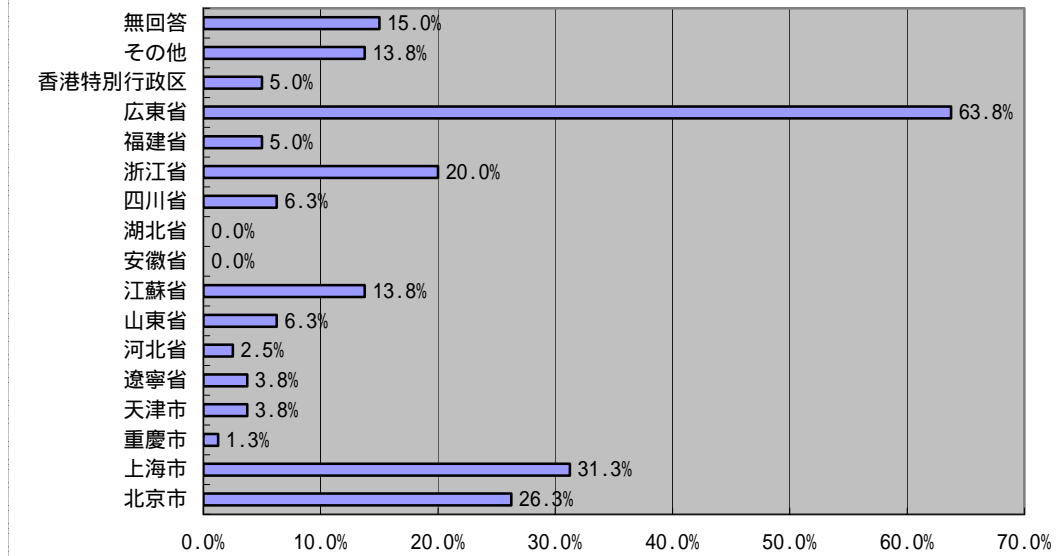
問8．最大の被害地域（ワースト3 選択）

ニセモノの被害地域について、製造拠点では広東省（48.8%）、浙江省（23.8%）、江蘇省（22.5%）がワースト3に、また流通拠点では広東省（63.8%）、上海市（31.3%）、北京市（26.3%）がそれぞれワースト3となっている。地域として広東省の被害実態が顕著であることが伺える。

最大の被害地域（製造地域）

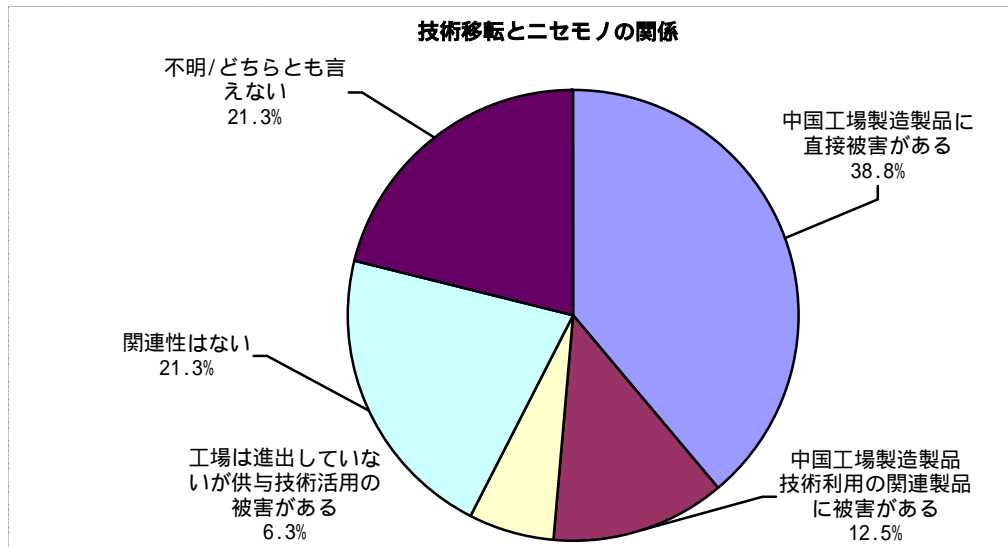


最大の被害地域（流通地域）



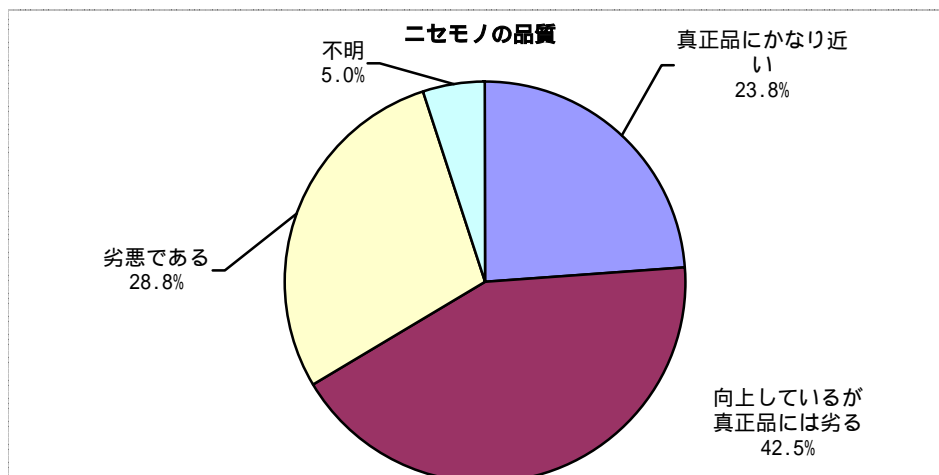
問9 . 中国への工場進出の技術移転とニセモノ被害の関連性

「中国工場製造製品に直接被害がある」とする企業は 38.8%（前回比 6.8 ポイント減）、「中国工場製造製品技術利用の関連製品に被害がある」とする企業は 12.5%（同 8.3 ポイント減）であるのに対し、「工場は進出していないが供与技術活用の被害がある」とする企業は 21.3%（同 5.9 ポイント増）となった。依然、技術移転とニセモノとは、かなり相関関係があると言え、今後中国への投資、生産活動を計画している企業にとっては、十分な予防措置と対策が必要であることを示している。



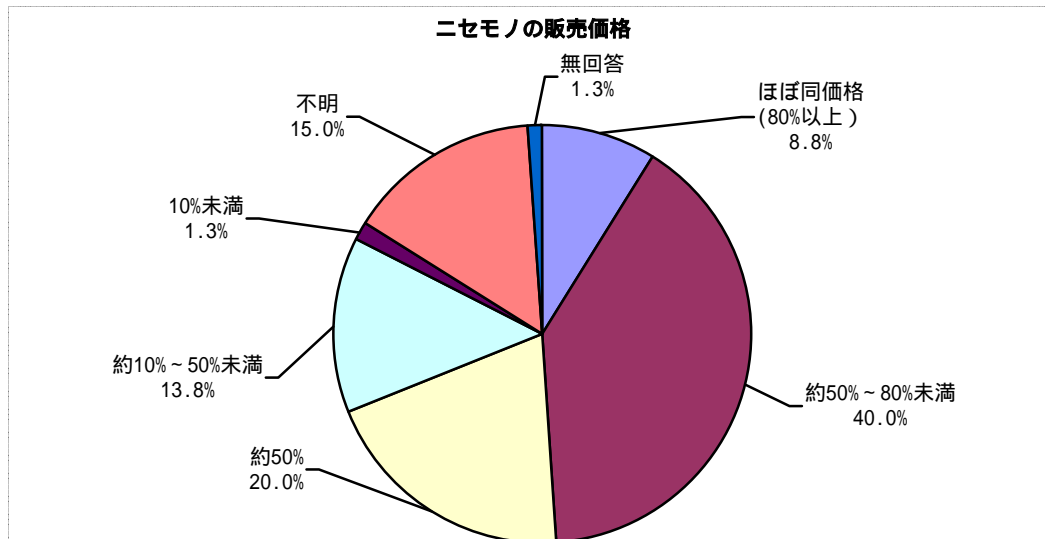
問10 . 中国製ニセモノの品質

「真正品にかなり近い」とした企業は 23.8%（前回比 0.4 ポイント減）、真正品には及ばないが「向上しているが真正品には劣る」と回答した企業は 42.5%（同 12.5 ポイント減）と減少傾向にある。しかし、依然多くの企業がニセモノ業者の品質は向上していると感じている。



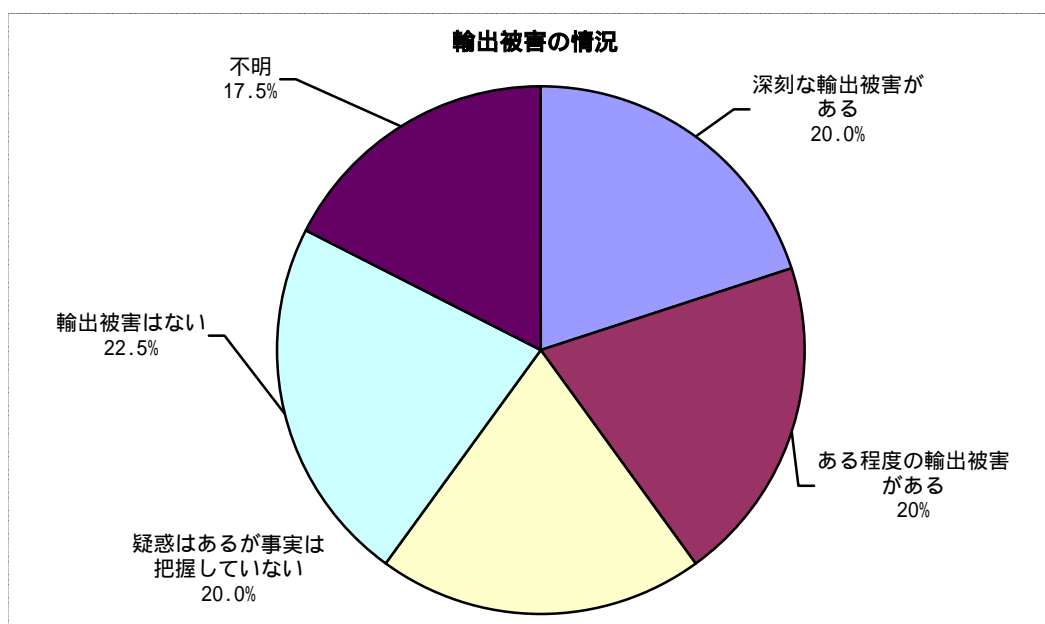
問 11 . 中国国内での二セモノ製品の販売価格（今回調査より新設）

二セモノ製品販売価格について、自社製品価格の約 50%～80%未満と認識している企業は 40.0%を占め、自社製品の半額以下と答えた企業は 35.1%を占めた。



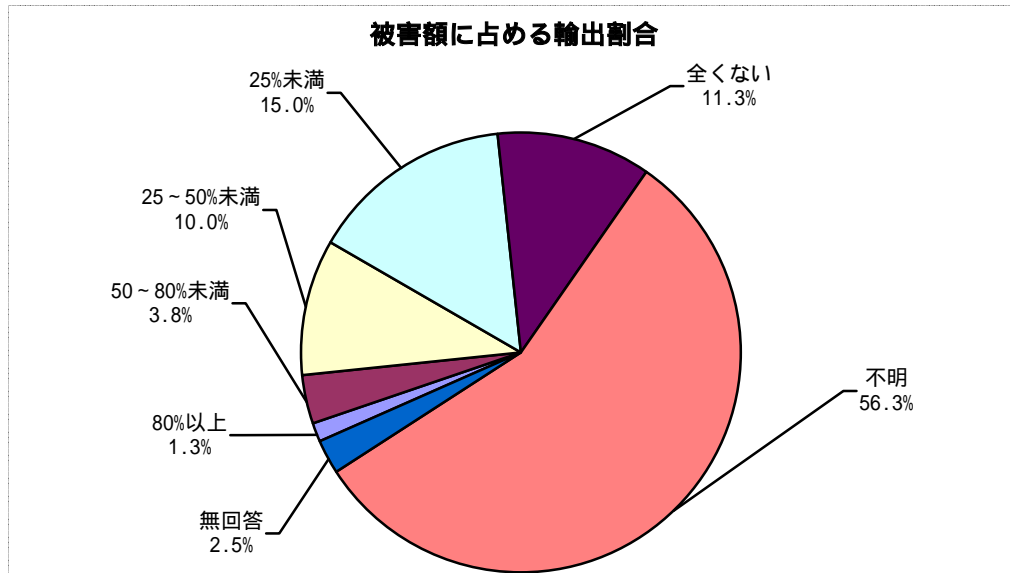
問 12 . 中国製二セモノの輸出状況

「深刻な輸出被害がある」とする企業は 20.0%（前回比 9.9 ポイント増）を占め、「ある程度」（20.0%、同 2.1 ポイント減）、「疑惑あり」（20.0%、0.1 ポイント減）を含めると、60.0%（同 7.7 ポイント増）の企業が「輸出の被害がある」としている。依然中国製の二セモノ輸出被害は深刻さを増している状況と言える。



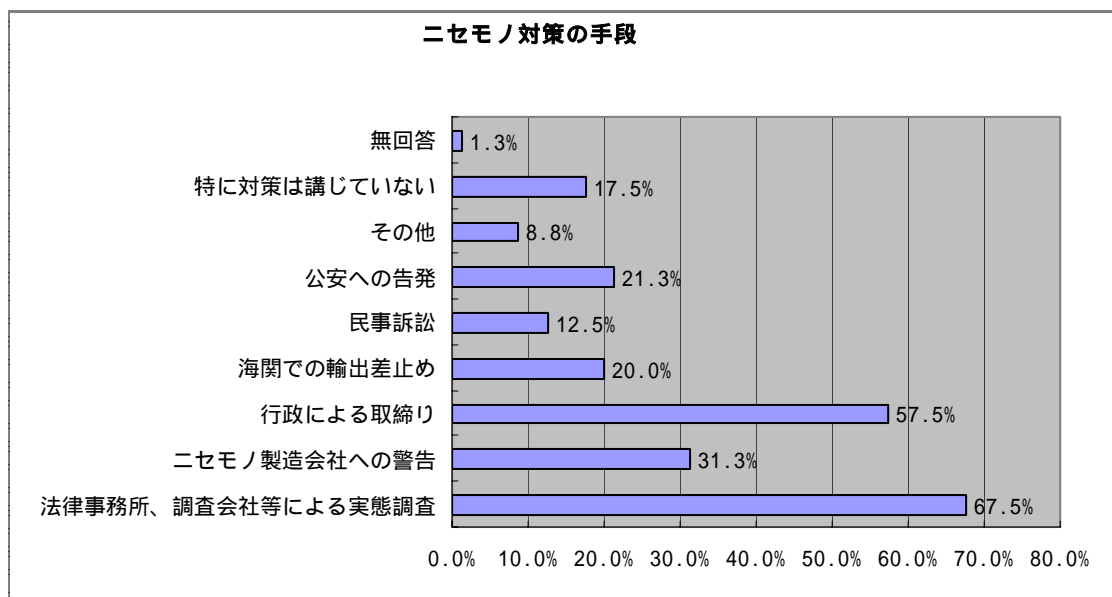
問 13 . 総被害に占める輸出被害の割合

ニセモノ被害全体に占める輸出被害の割合が 25%以上とする企業は 15.1%（前回比 0.4 ポイント減）であり、前回と比べ、横ばい傾向にある。



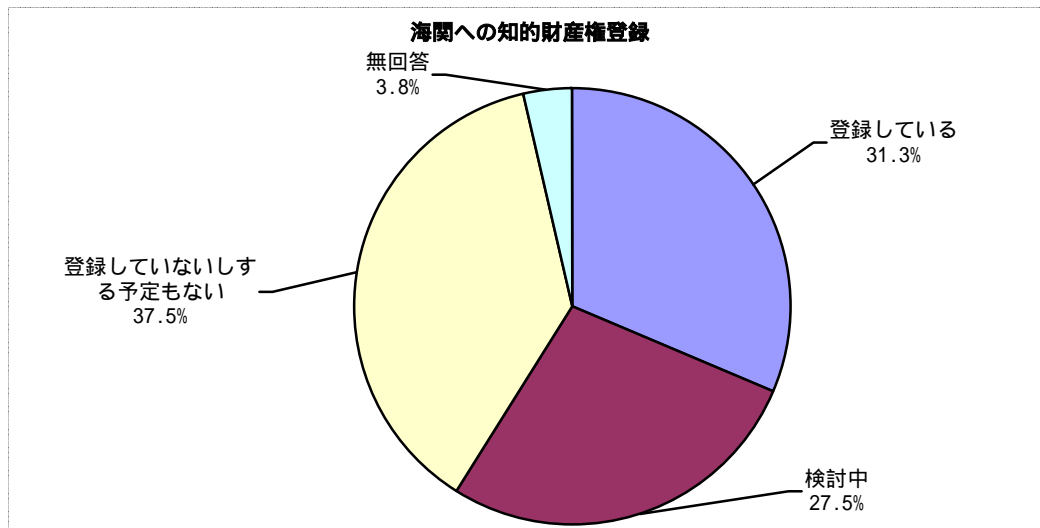
問 14 . ニセモノ対策に講じている手段（今回調査より新設）

ニセモノ対策に講じている手段として「法律事務所、調査会社等による実態調査」が 67.5%、次いで「行政による取締り」が 57.5%、「ニセモノ製造会社への警告」は 31.3%となっている。



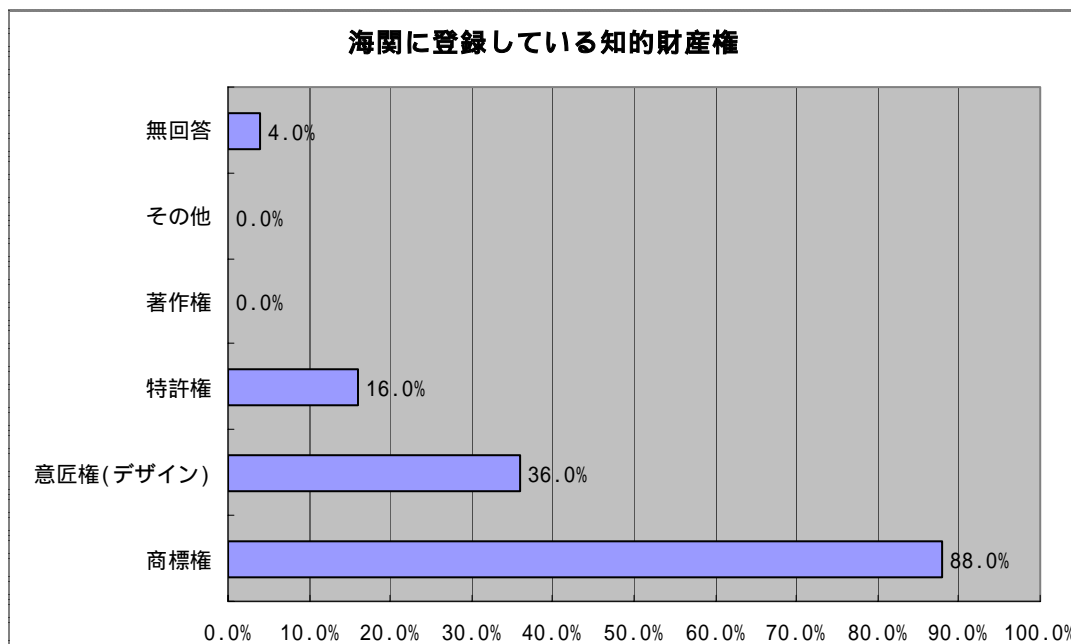
問 15 . 海関総署への知的財産権登録

輸出の差止めを行うための海関総署への知的財産権の登録を行っている企業は 31.3% (前回比 5.1 ポイント増) であり増加傾向にある。一方、「登録していないし予定もない」とする企業が 37.5% と登録を行っている企業を 6.2 ポイント上回っており、今後の被害拡大を防ぐ上からも積極的な対応が必要と思われる。



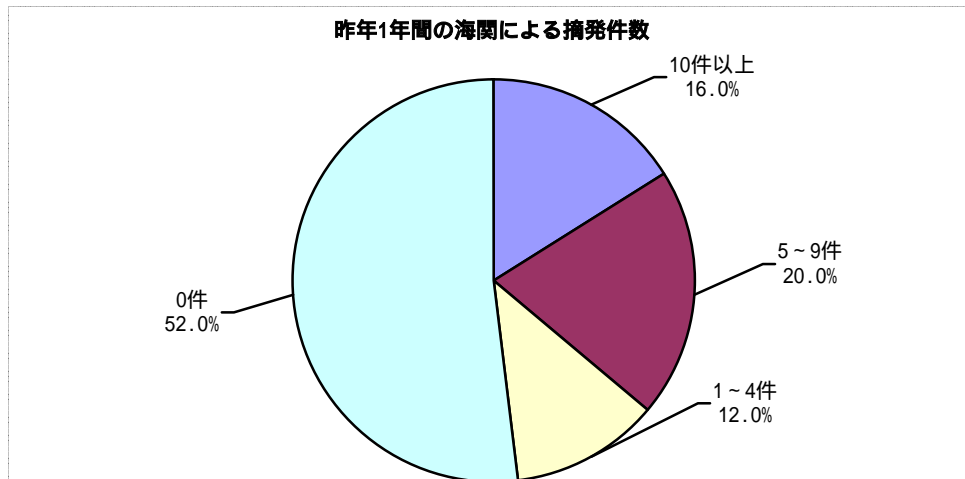
問 16 . 海関総署に登録している知的財産権

海関総署へ登録している知的財産権は、商標権が 88.0% (前回比 0.1 ポイント減) と圧倒的に多く、以下、意匠権 36.0% (同 1.7 ポイント増)、特許権 16.0% (同 6.5 ポイント増) となっている。



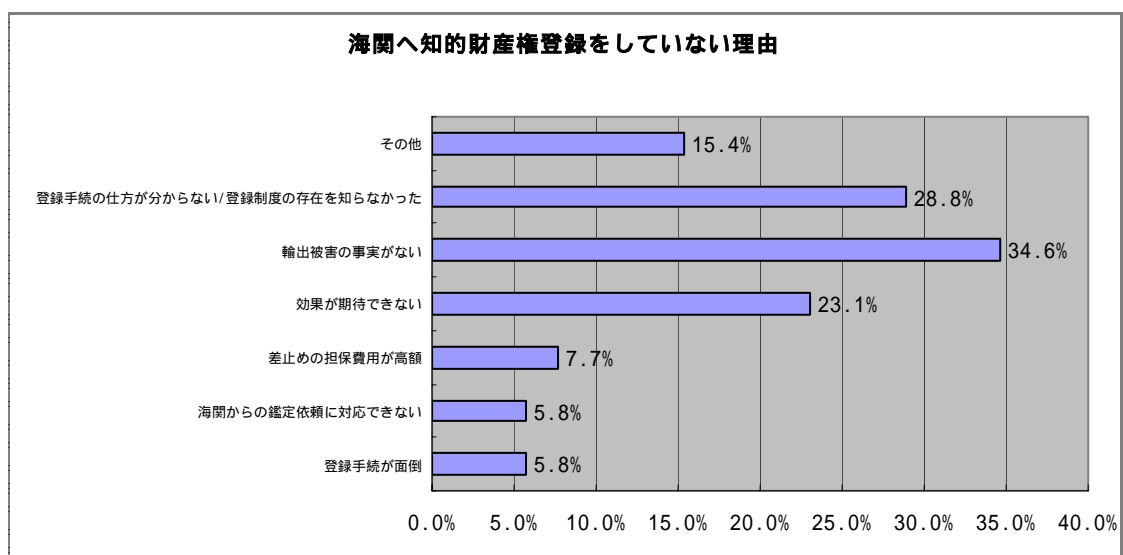
問 17 . 昨年 1 月から 12 月まで、海関による摘発件数

海関による摘発・輸出差止め件数は、「1～4 件」が 12.0%(前回比 14.2 ポイント減)、「5～9 件」が 20.0%(同 12.9 ポイント増)、また「10 件以上」摘発を経験している企業が 16.0%にのぼり、48.0%の企業が水際での差止めを経験している。



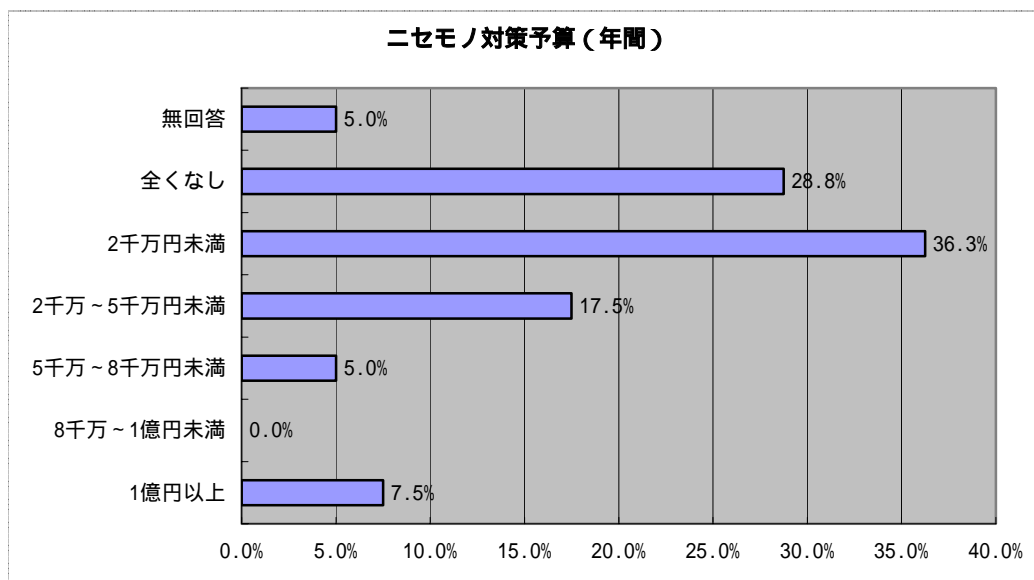
問 18 . 海関へ知的財産権登録をしていない理由

「効果が期待できない」とする企業が 23.1%(前回比 5.1 ポイント減)を占めている。また 28.8%が「登録手続きの仕方が分からない、登録制度の存在を知らなかった」としており、今後登録方法などについて、企業への情報提供が必要であるとする。



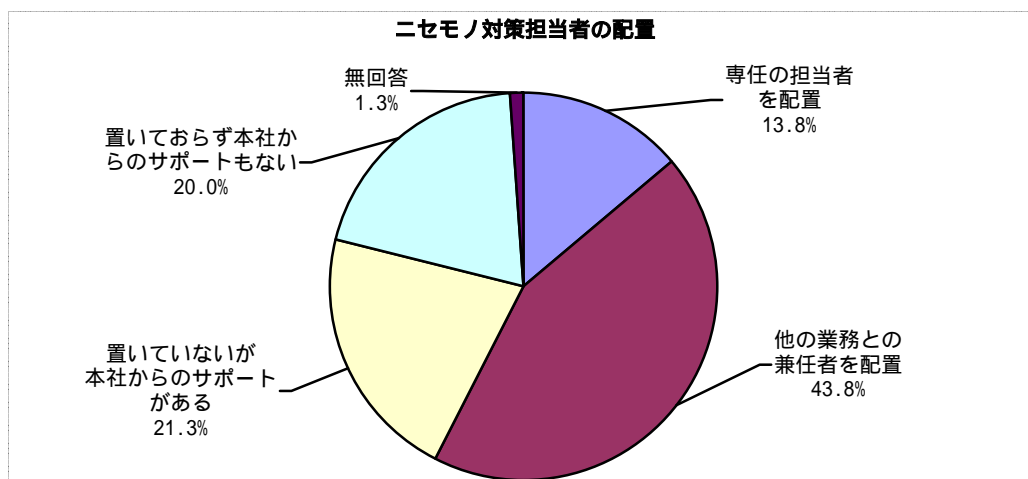
問 19 . ニセモノ対策予算

多くの欧米企業が億単位の規模でニセモノ対策に取り組んでいるのに対し、1億円以上を投じている日系企業は7.5%（前回比4.1ポイント増）にとどまり、2千万円未満とする企業が36.3%（同41.6ポイント減）また「全くなし」という企業も28.8%にのぼった。未だニセモノ対策を費用対効果で判断する日系企業の傾向に変化は見られない。



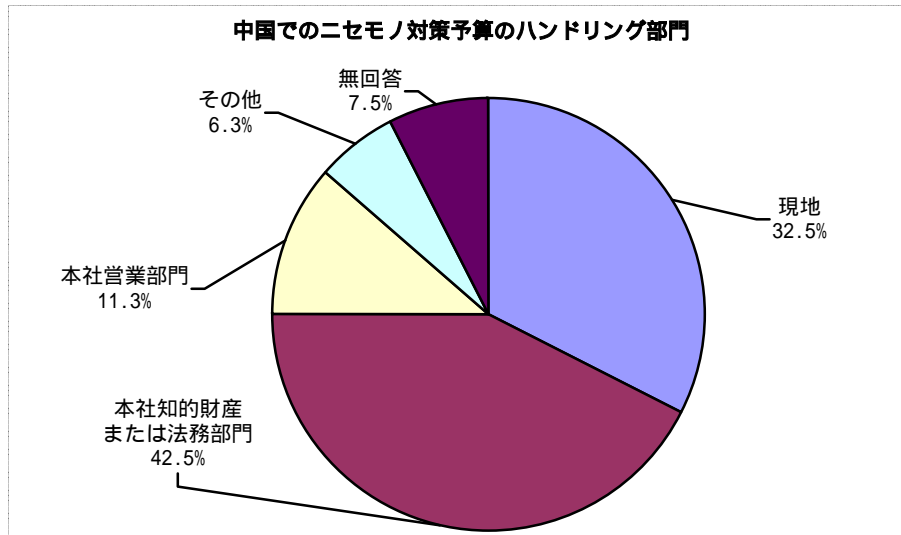
問 20 . ニセモノ対策担当者の配置（今回調査より新設）

「他の業務との兼任者を配置」は43.8%、「専任の担当者を配置」と答えた企業は13.8%を占めた。



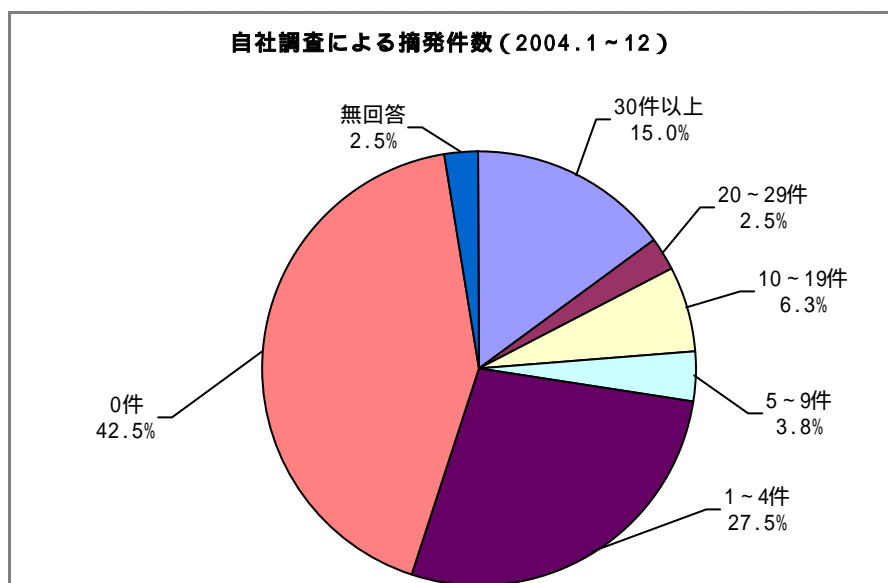
問 21 . 中国での二セモノ対策予算のハンドリング部門

現地に予算権限を委譲している企業は 32.5%(前回比 3.7 ポイント減)となる。半数を超える 53.8%(同 1.5 ポイント増)が本社管轄となっていることも、日系企業の対応の遅れの要因と言える。



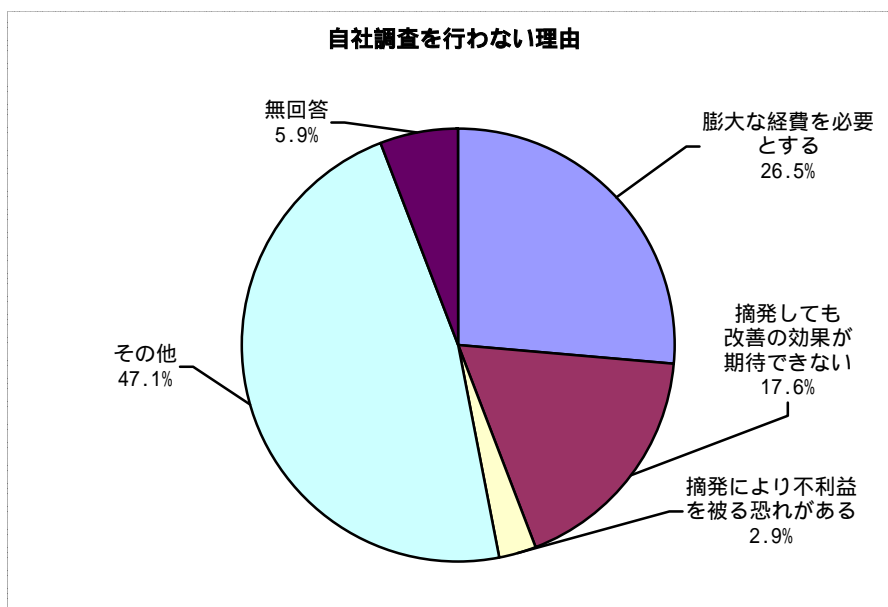
問 22 . 自社調査による年間摘発件数

昨年 1 年間に、自社調査に基づき 10 件以上摘発した企業は 23.8%と前回より 13.1 ポイント増加した。一方、0 件は 42.5%(同 9.2 ポイント減)で依然自発的な摘発行動は少ない結果となった。



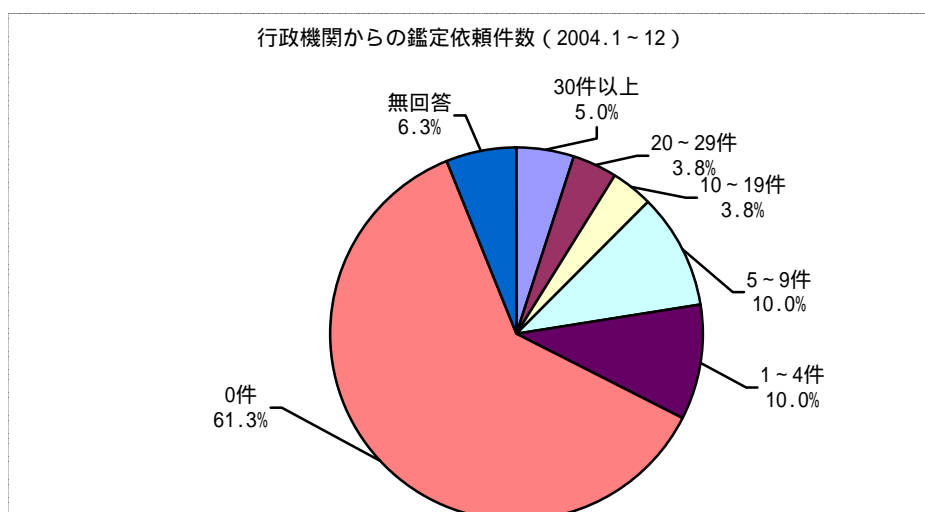
問 23 . 自社調査による摘発を行わない理由（今回調査より新設）

自社調査による摘発を行わない理由として、「膨大な経費を必要とする」が 26.5%、「摘発しても改善の効果が期待できない」が 17.6%を占め、費用対効果の面で自主摘発に二の足を踏む状態となっていることが伺える。



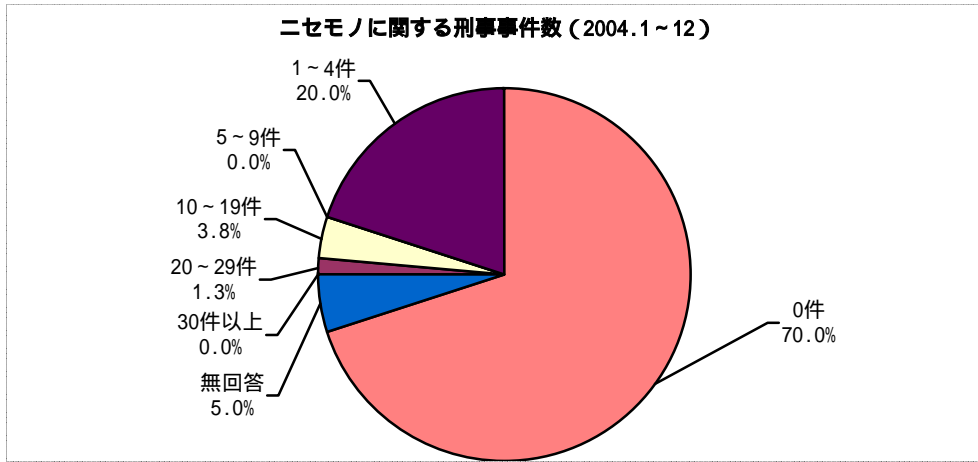
問 24 . 中国行政機関からの年間鑑定依頼件数

昨年 1 年間に、中国政府のニセモノ取締担当機関からの鑑定依頼、すなわち行政機関による自らの摘発行動が 10 件以上あったとする企業数は 12.6%（前回比 2.5 ポイント増）にのぼった。0 件とする企業が大多数（61.3%、同 1.1 ポイント減）であるが、30 件以上とする企業もあり（5.0%、同 1.6 ポイント増）行政側からすればやはり有名ブランドの特定企業や自発的に告発を行っている企業の取締を行う傾向は、ある程度仕方がないと言えるかもしれない。



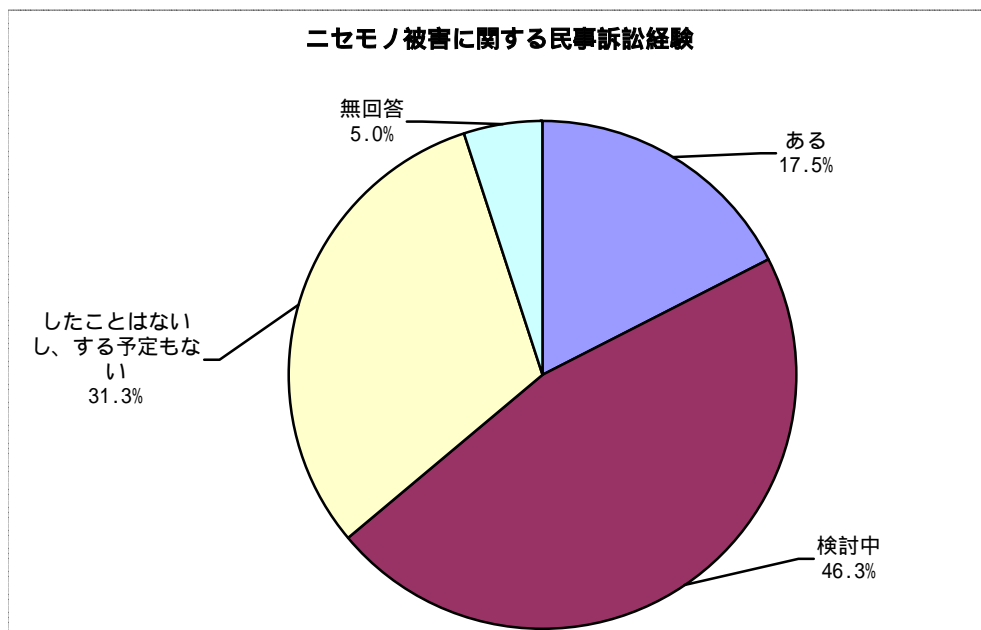
問 25 . ニセモノ被害に関する年間刑事事件数 (今回調査より新設)

70%の企業は刑事事件数を 0 件と答えたが、依然として刑事案件につながる案韓は少ないことを示している。



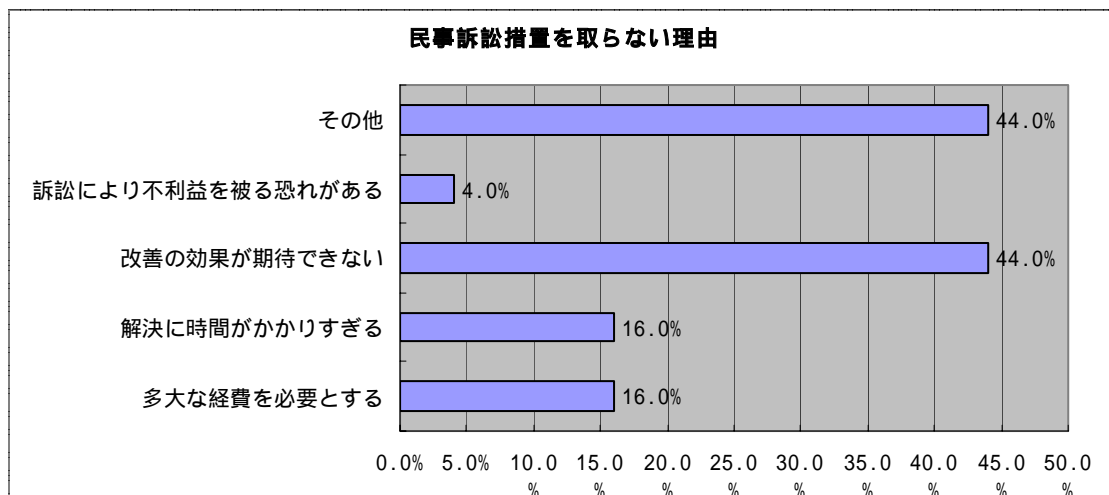
問 26 . ニセモノ被害に関する民事訴訟経験

損害賠償等の民事訴訟を起こした経験のある企業は 17.5%(前回比 0.1 ポイント増)、検討中は 46.3%(同 6.0 ポイント増)を占めた。ただ民事訴訟を「したことはない、する予定もない」とする企業は 31.3%(同 10.3 ポイント減)と依然 3 割を占めている。



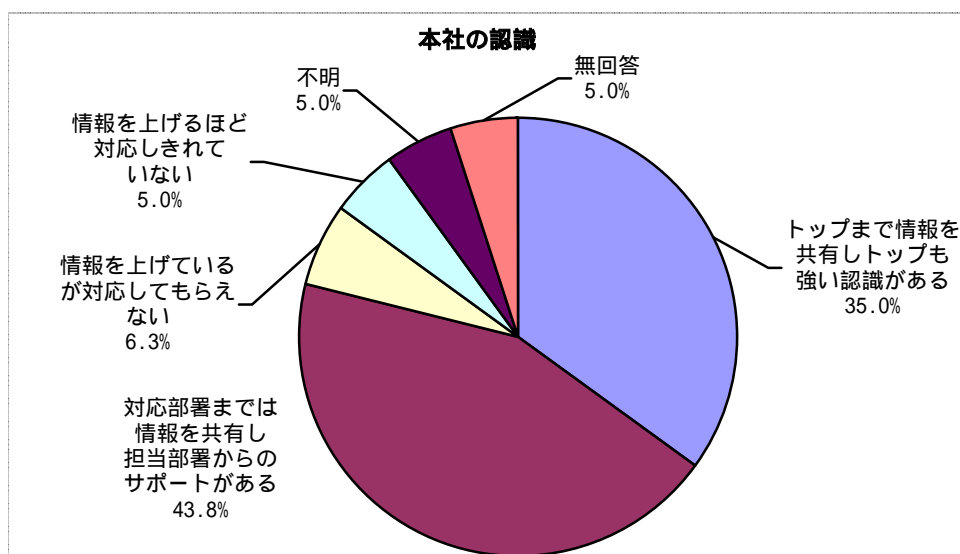
問 27 . 民事訴訟措置を取らない理由 (今回調査より新設)

一番の理由は 44.0% を占めた「改善の効果が期待できない」という点で、以下「解決に時間がかかりすぎる」、「多大な経費を必要とする」がいずれも 16.0% と続く。



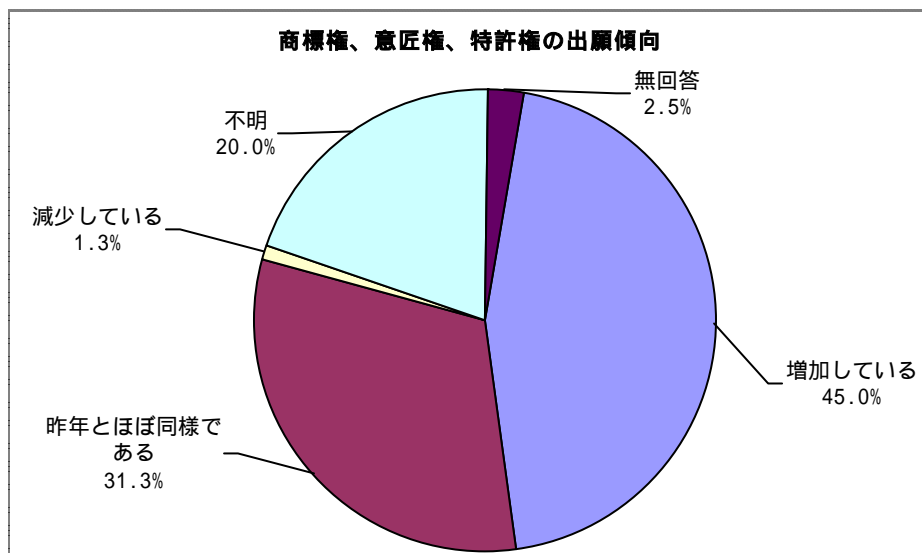
問 28 . 本社のニセモノ問題に対する認識度

「トップまで情報を共有しトップも強い認識がある」とする企業は 35.0% (前回比 1.2 ポイント減)。「情報を上げてても対応してもらえない」(6.3%、同 1.1 ポイント減)、「現地で対応しきれていない」(5.0%、同 7.1 ポイント減)とする企業は合わせて 11.3%(同 8.2 ポイント減)と前回調査より改善傾向にあるとは言え、依然として本問題に関する日系企業経営陣の認識が高いとは言い難い。



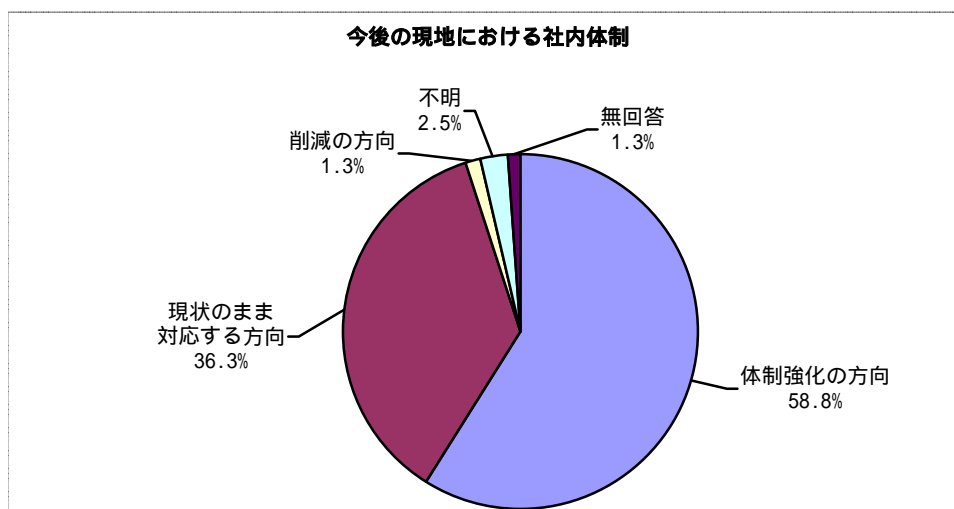
問 29 . 商標権、意匠権（デザイン）、特許権の出願傾向

知的財産権侵害への対応策として最も必要な権利確保に関しては、45.0%（前回比 9.4 ポイント増）の企業が「増加している」としているのに対し、「昨年とほぼ同様である」は 31.3%（同 6.3 ポイント減）となっている。



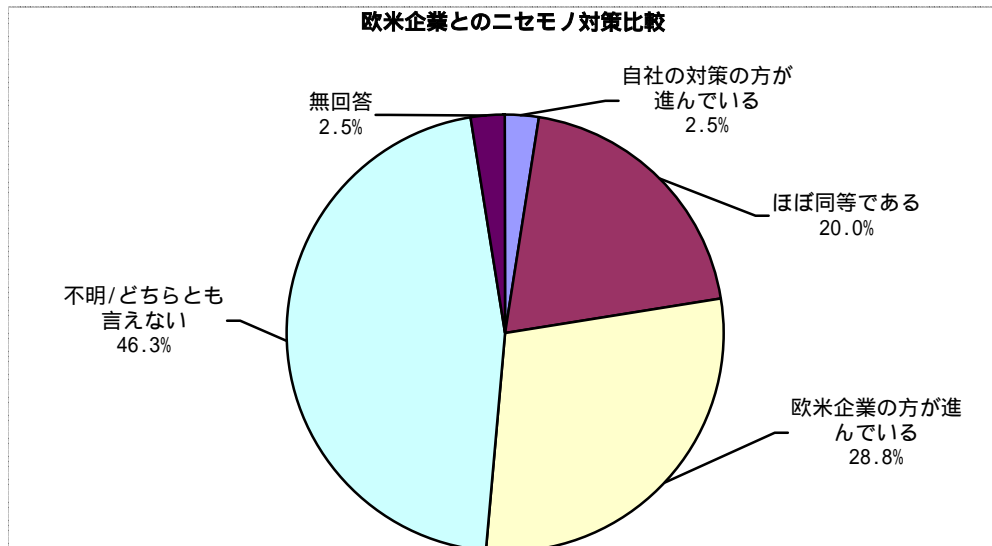
問 30 . 今後の現地における社内体制

今後の現地体制については、「体制強化の方向」企業が 58.8%（前回比 16.5 ポイント増）であるのに対し、「現状のまま対応する方向」とする企業は 36.3%（同 13.4 ポイント減）となった。この結果より、現地社内体制の強化が進んでいることが窺える。



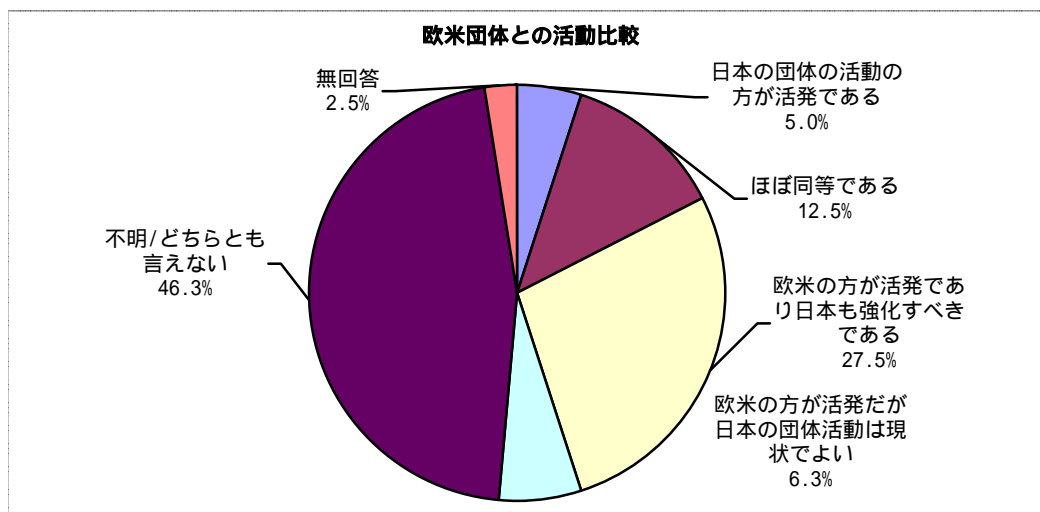
問 31 . 欧米系企業と自社との二セモノ対策比較

欧米系企業と自社との比較判断についても、「自社の対策の方が進んでいる」とする企業はわずか 2.5% (前回比 0.9 ポイント減) であり、28.8% (同 1.8 ポイント減) の企業は、「欧米企業の方が進んでいる」と認識している。一方、「不明/どちらとも言えない」とする企業は 46.3% (同 0.7 ポイント減) であり、ほとんど情報を得ていないことを示している。



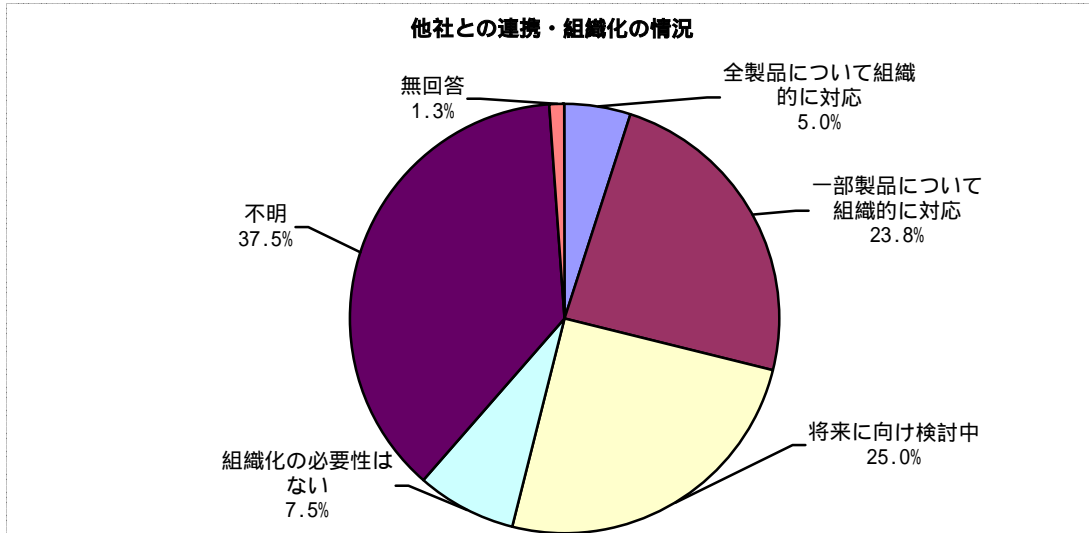
問 32 . 欧米系団体と日系団体との活動比較

団体活動についても、「日本の団体の活動の方が活発である」とする企業はわずか 5.0% (前回比 2.3 ポイント増) であり、27.5% (同 9.4 ポイント減) の企業が「欧米の方が活発であり日本も強化すべきである」と認識している。



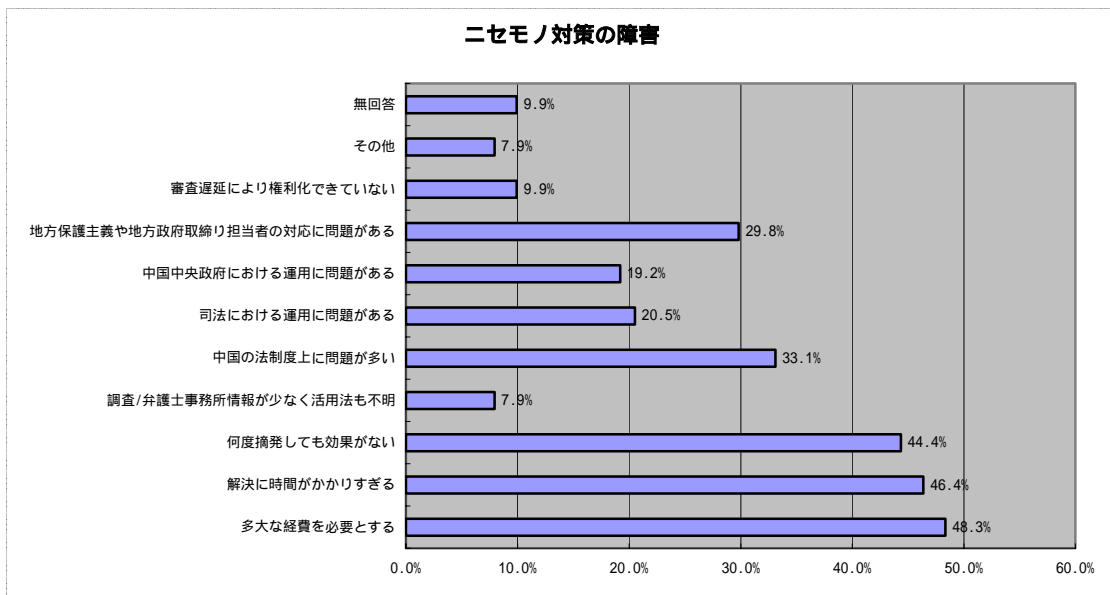
問 33 . 他社と組んだ組織的活動

「全製品について組織的に対応」と「一部製品について組織的に対応」と答えた企業は 28.8% (前回比 4.6 ポイント増) 「将来に向け検討中」は 25.0% (同 8.6 ポイント減) となった。



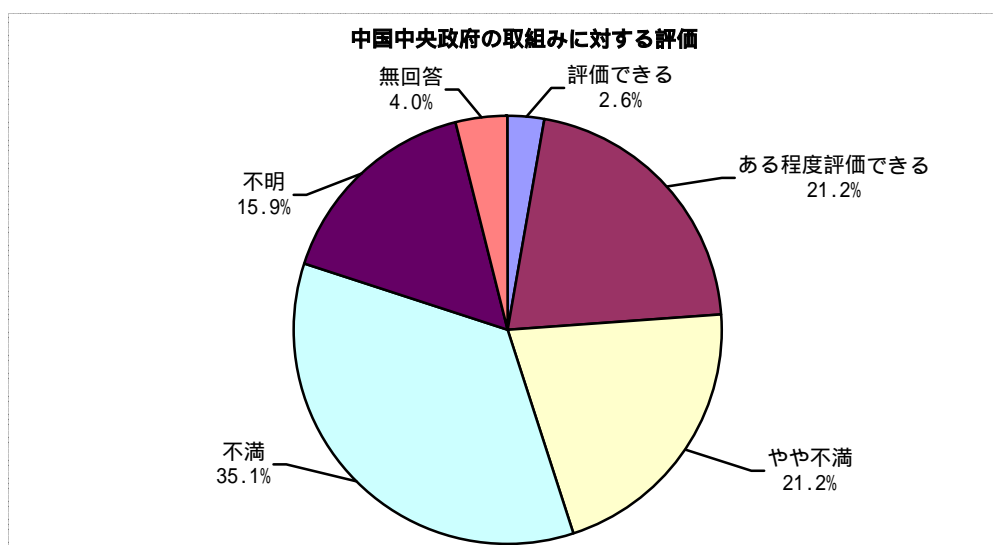
問 34 . ニセモノ対策の障害

ニセモノ対策の障害としては、「多大な費用を必要とする」が 48.3% (同 5.2 ポイント増) 「解決に時間がかかりすぎる」が 46.4%、「何度摘発しても効果がない」が 44.4% (同 5.4 ポイント増) 「中国の法制度上に問題が多い」が 33.1% (同 5.2 ポイント減)、「地方保護主義や地方政府取締担当者に問題がある」が 29.8% (同 16.6 ポイント減) と指摘する企業が多い。



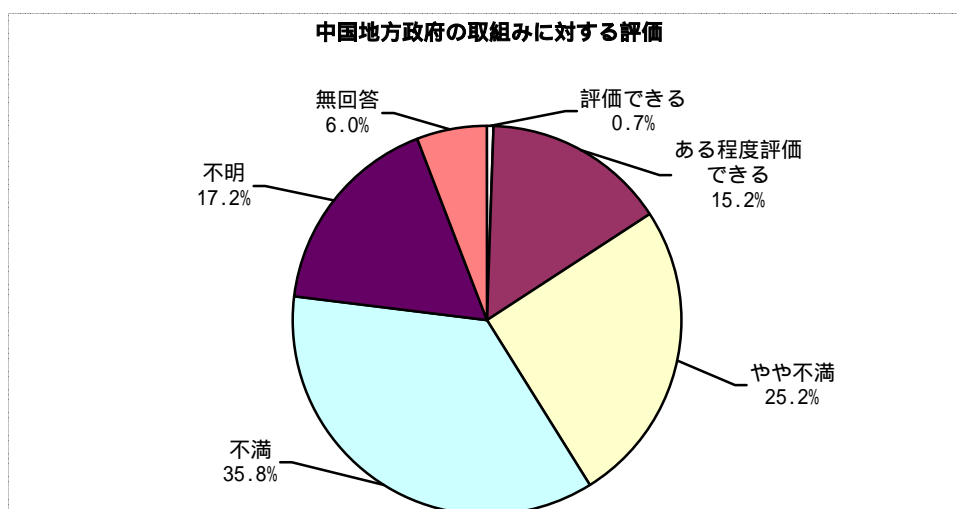
問 35 . 中国中央政府の二セモノ取締に対する評価

中国中央政府の取組みを「評価できる」とする企業は2.6%(前回比0.2ポイント増)で、「ある程度評価できる」21.2%(同5.4ポイント増)と合わせても、評価できるとする企業は23.8%(同5.6ポイント増)にとどまっている。一方、「不満」35.1%(同4.1ポイント減)、「やや不満」21.2%(同0.9ポイント増)を合わせると、不満は56.3%(同3.2ポイント減)。中央政府に対する評価も不満も、前回よりわずかながら改善している。



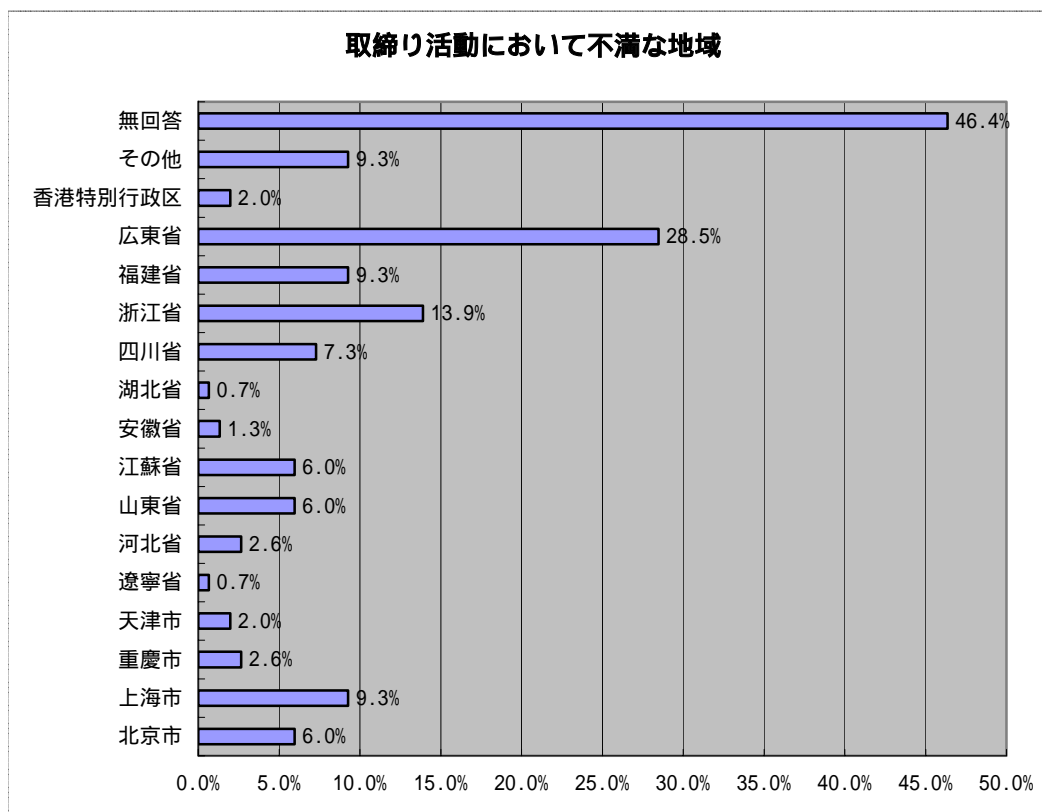
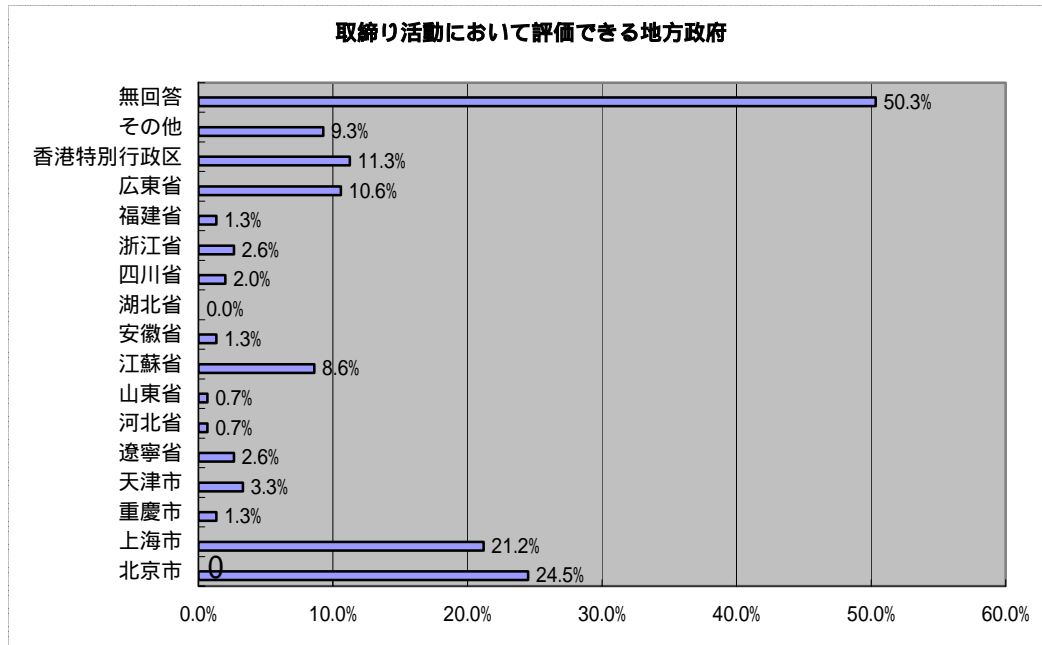
問 36 . 中国地方政府の二セモノ取締に対する評価

実際の取締を行う地方政府については、「評価できる」とする企業は0.7%(前回比0.5ポイント減)で、「ある程度評価できる」15.2%(同4.9ポイント増)を含めても15.9%にとどまっている。「不満」35.8%(同10.9ポイント減)、「やや不満」25.2%(同6.3ポイント減)を合わせると61.0%(同4.6ポイント減)にものぼり、依然として地方政府に対する不満は大きい。



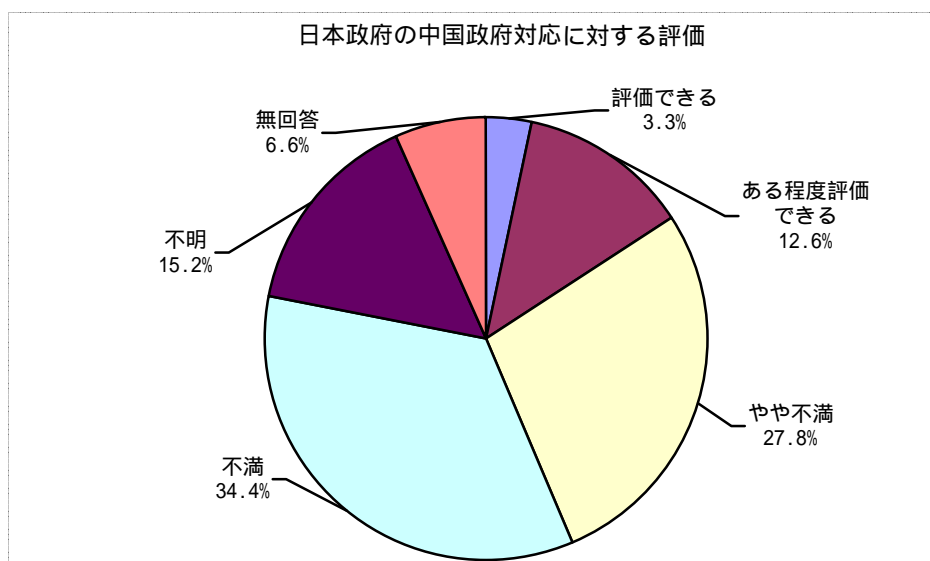
問 37 . ニセモノ取締活動における中国地方政府への評価(地域別) (今回調査より新設)

評価できる地域として北京市(24.5%)と上海市(21.2%)が、また不満な地域として広東省(28.5%)と浙江省(13.9%)が選ばれた。



問 38 . 中国政府に対する日本政府の対応に対する評価

「評価できる」3.3%（前回比 0.7 ポイント増）、「ある程度評価できる」12.6%（同 3.2 ポイント減）を合わせ、評価できるとする企業は 15.9%（同 2.5 ポイント減）となった。これに対して、「不満」は 34.4%（同 2.6 ポイント増）、「やや不満」は 27.8%（同 4.6 ポイント増）となり日本政府の取組みに関しては、前回に比べて評価は横ばい傾向であり、依然として不満とする声が半数を超えている。



以上